

協同農業普及事業の運営に関する指針
(農業者研修施設関係)
に対する意見

令和 6年 12月
全国農業大学校協議会

第六 農業者研修教育施設における研修教育の充実強化 柱書について

- 新規就農者の確保が喫緊の課題となる中、
将来の農業の担い手を育成する農業大学校等から、
1人でも多くの新規就農者を輩出する必要。
- 就農状況が良い社会人経験者も含めた
新規就農者の増加を図る旨の記載を
追記してはどうか。

一 「研修教育の内容の充実強化等」について

- 雇用就農先からも求められる
基礎的栽培知識・技術習得を記載してはどうか。
- 新たな食料・農業・農村基本法を踏まえて、
 - 輸出促進（2条4項, 22条関係）
 - 経営管理能力（27条関係）
 - スマート農業（30条関係）
 - 環境と調和のとれた食料システム（有機農業等）
（法3条関係）に関する教育の強化、機械・設備の導入、
施設の整備に関する記載を追加してはどうか。

二 「就農支援の取組の推進等」について

- 雇用就農が増加傾向にあることを踏まえ、求人を希望する法人が多い現状を追記してはどうか。
- 独立就農や雇用就農といった就農形態によって学習すべき内容が異なること、地域の農業実態により就農形態が異なることから、学生等の希望や地域の農業実態に応じた支援を行う必要性について記載してはどうか。
- また、雇用就農の増加に資するよう、法人の労働環境や経営状況を踏まえたマッチングの推進について記載してはどうか。

三 「農業高校等の生徒への研修機会の提供等」について

- 教育委員会との人事交流により、農業高校の教員に赴任いただいている。
- 入校試験の運営や学生・生活指導を行うとともに、農業高校とのパイプを生かした農業高校へのPR等を通じて、農業高校からの入学者維持・増加に貢献していると認識。
- 指針までは不要かもしれないが、ガイドラインには、農業者研修教育施設と農業高校の教員の人事交流について、記載してはどうか。

五 「農業者研修教育施設の学生等以外の就農希望者 に対する研修の補完」について

- 就農意欲の高い社会人向け研修では、
独立就農も見られるところ。
- 農地・資金の確保などが必要なことから、
サポートを行う関係機関との連携を一層進める旨を
追記してはどうか。